第百七十一号議案

東 京 都 都 市 整 備 局 関 係 手 数 料 条例 0) 部 を改 正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百

合

子

京 都 都 市 整 備 局 関 係手 数料 条例 の 一 部 を改 正 する 条例

東 京 都 都 市 整 備 局 関 係 手 数 料 条 例 $\widehat{\overline{\mp}}$ 成十二年 東京都 条例第七十七号) の 一 部を次 のように 改 正する。

条第六項」 別 表 0) 部第 を 七 第 0) 八 款三十 + 五条第七項」 九 0) 項 中 に改め、 「第八十 五条第五 同 款四 十八の項中「第八十七条の三第五項」 項 を 「第八十五条第六 項 に改め、 を 同 款三十. 「第八十七条の三第六項 九の二 0) 項 中 第 八 に改 +Ħ.

附則

め、

同

款四

+

九

0)

項

中

第八十七条の三第六項」

を

「第八十七条の三第七項」に改める。

0) 条例 は 地 域 0) 自 主 一性及び 自立性を高め る ため 0) 改 革の 推 進 を図 る ため 0) 関 係 法 律 0) 整 備 関 する法 律 令和 四 年 -法律

第 兀 + ·四 号) 附 則 第 条 第二号に 規定する日又は ح 0 条 例 0) 公 布 0) \exists 0 1 ず n か 遅 13 \exists か 5 施 行 ける。

(提案理由)

地 域 0 自 主 性 及び 自 <u>17</u> 性 を 高 め る ため 0) 改 革 0) 推 進 を 図 る た 8 0 関 係 法 律 0) 整 備 13 関 す Ź 法 律 〇 令 和 兀 年 法 律 第 几 十 几 | 号)

0 施 行による建築基 準法 (昭和二十五年法律第二 百 号) 0) 改 正 13 伴 , 規定を整備する必要がある。

第 百 七 + 号議 案 東京都都市整備局 関 係手数料条例 0) 部 を改正する条例